

香淳皇后実録

目次

凡例

卷一 明治三十六年～大正十五年・昭和元年

卷二 昭和二年～八年

卷三 昭和九年～十四年

卷四 昭和十五年～二十年

目次

卷五 昭和二十一年～二十七年

卷六 昭和二十八年～三十三年

卷七 昭和三十四年～三十八年

卷八 昭和三十九年～四十三年

卷九 昭和四十四年～四十八年

卷十 昭和四十九年～五十四年

卷十一 昭和五十五年～六十三年

卷十二 昭和六十四年・平成元年～十三年

凡 例

一、本実録は、香淳皇后の御生涯（明治三十六年御誕生、平成十二年崩御）の記録であり、本文は全十二巻から成る。

二、本実録は、香淳皇后の公的な御活動を始め、御一身に関する事項を叙述する。ただし、昭和天皇と御行動を共にされる事項については、詳細は昭和天皇実録に譲り、略述又は省略したところがある。なお、皇室全般あるいは政治・社会・文化及び外交等についても、香淳皇后との関わりを中心として、適宜これを記述する。

三、本文は、原則として香淳皇后を主語とし、編年体によって記述する。ただし、一事の顛末を一所に叙述する紀事本末体を適宜併用し、これを適切な日に掲げる。また、同日に複数の事項がある場合には、時系列順に記述することを原則とするが、事の軽重及び彼此関係等によって前後することがある。

四、各条の末尾に主要な依拠資料名を列記する。依拠資料名は、原則として本実録編修時の名称とする。また、編修時に資料名を新たに付したのものもある。

五、香淳皇后・昭和天皇（いずれも昭和天皇御即位前の時期を含む）、並びに当該日に御存命の天皇・皇后・皇太后の御動静には敬語を用いる。外国の国王・王妃等についても同様とする。

六、各年の冒頭に掲げた御年齢は、その年のお誕生日の満年齢を示す。

七、御進講、御修学、皇族・御親族等との御対面及び御会食、元奉仕者の拝謁など頻出する事項については、原則として毎年の初見の条に合叙する。

八、恒例の祭儀・典札等は、それぞれの初見の条に詳述し、特段のことがない限り、次年より略述又は省略する。

九、故人への祭資若しくは祭糝料等の下賜については、御使の御差遣がある場合のみ記述する。ただし、特に香淳皇后との関わりが深い人物、あるいは特記を要する人物については、御使の御差遣がない場合でも記述することがある。

十、香淳皇后が皇族・王公族・近親とお会いになる場合には御対面と記し、国内のその他の者とお会いになる場合には拝謁・賜謁・御会釈・奉拝と記す。ただし、皇女については、皇籍を離れた後も御対面と記す。なお、拝謁・賜謁・御会釈・奉拝の別は、当該時点における宮内省・宮内府・宮内庁の例規及び公文書等の表記に従う。

十一、外国元首及びそれに準じる者とお会いになる場合には御会見と記し、その他の外国人とお会いになる場合には謁見・御引見と記す。

十二、役職名・肩書、組織・団体名、地名・国名等は、当該時点における通称を記す場合がある。

十三、現在では不適切とされる語句であっても、叙述の都合上、他の語句をもって代替することが困難な場合には、資料上の表記のまま本文に使用した箇所がある。

十四、本文で使用する漢字は、一部の人名等を除き、原則として常用漢字を用いる。

十五、親王・内親王・王・女王の命名時における名には、振り仮名を付す。

十六、人名は、一般に通称をもって知られている人物については、通称を記し、実名を併記する場合には、通称の下に実名を注記する。

十七、説明を要する人名・地名・事項等には、適宜割注を付す。頻出する人名については、その年の初見の箇所のみ割注を付す。

十八、外国の国名は、原則としてフランス国・イタリア国等のように記すが、イギリスは英国、アメリカは米国と記す。また、適宜、仏国・伊国等のように略記する場合もある。なお、外国国王の呼称については、官報・公文書等の表記に従う。

十九、お言葉・御歌等の引用は、最も拠るべき資料に基づくこととする。